

## 事業主の皆様へ

## 調整金等の申請期限の延長についてのお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

## 1 調整金等の申請期限の延長について

令和6年能登半島地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する場合は、令和6年5月15日を申請期限とする調整金、在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金（常用雇用労働者の総数100人超の事業主の場合）の申請期限が延長されることとなりました。

なお、令和6年1月1日以降に申請期限が到来する事業の廃止に伴う障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び特例給付金の支給申請も対象となります。

## ① 特定被災区域（※）に主たる事務所の所在地を有する事業主が申請するもの

（※）特定被災区域とは、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。更新されうるため、最新の区域については、内閣府防災情報のページを参照してください。

## ■内閣府防災情報のページ

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

（注）特定被災区域に主たる事務所が所在しない事業主であっても、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業主においては、同様の期間の範囲で申請期限延長の申請を行うことができます。

申請方法等の詳細については、機構ホームページを参照いただくか、管轄の機構都道府県支部までお問い合わせください。

## ■機構ホームページ「令和6年度能登半島地震による災害に伴う障害者雇用調整金等の支給申請期限の延長について」

[https://www.jeed.go.jp/disability/noto\\_sikyukin\\_extension.html](https://www.jeed.go.jp/disability/noto_sikyukin_extension.html)

## ② 令和6年1月1日以降に申請期限が到来するもの

## 2 延長後の申請期限

令和6年7月1日（月）※当日消印有効

令和6年3月13日

## 【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
富山支部 高齢・障害者業務課  
TEL. 0766-26-1881